

パブリックコメントで提出されたご意見（18名）

No.	いただいたご意見
1	第5条「保護者の役割」・第6条「市民の役割」・第7条「学校園の役割」について、保護者・学校に加えて市民の役割を明示していただいている。市民も子どもの教育へ参画・協力することを条例で示すことで、今後のコミュニティ・スクールの取組みが推進しやすくなるものと考えます。
2	教育に関して積み残しだけでなく、新たな課題もたくさんあり、日々その解決にむけて、ご尽力いただいている教育行政をはじめ、行政機関の皆様には本当に感謝しかありません。そのような中、子どもの権利条約で示された4つの原則は、なかなか学校現場では馴染みがない今まで、この度、こども基本法で触れられていることから、改めてその大切さや必要性を感じたところです。大阪狭山市の子どもたちが、まさにこの条例の名前にあるよう、未来に輝くことができるよう、子どもに関わる全ての大人の役割やその義務について、わかりやすく整理いただいた条例だと感じました。
3	あらゆるところに市長が出てくる。古川市長のやる気の現われとも捉えることはできるが、戦争中の軍国主義教育の反省から戦後の教育行政の基本が作られた。 それは教育行政の3原則に代表される。教育における民主化、教育行政の地方分権、教育の自主性確保（政治からの中立）の3つだ。 特に最後の政治からの中立の観点から見ると今回の条例は過去の反省を踏まえているとは考えにくい。 日本国民は戦後の大きな反省を礎に今日の発展を築いてきた。そうした点からみても今回の条例案は逆行していると考える。
4	これまで市長が参加する総合教育会議が開かれ教育振興基本計画も作られてきているのに、なぜ新たにこの条例を作る必要があるのでしょうか？ 市長や教育委員会の決めた目標に学校や保護者、市民を協力させようという意図を感じます。 各学校には多様な子どもたちが通ってきていて、その保護者も多様です。どの家庭も、どの子どもも同じ生活環境にあるのではありません。 学校では、多様な子どもたちの実態に合わせて、教育課程をつくり、多様な保護者とともに教育を進めておられます。学校ごとに子どもたちの実態が違うので、目標や教育課程も学校ごとに異なっています。それは当たり前だと思います。 この条例に基づいて、どんなに立派な教育目標が作られたとしても、各学校の実態がそれに合わないことが多いと思います。 市がやるべきことは、この条例をつくることではなく、法律で定められた教職員定数が守られず、先生が足りない状況を改善すること、学校施設が老朽化しているのになかなか進まない修理や改修など教育条件を整えることだと思います。 また、大阪狭山市の子供たちはすごく優秀です。子供たちが輝けることなど、それには先生が足りなすぎます。私の子供は中学を卒業して18年ほどたっていますが、狭山に引っ越してよかったです。是非日本の将来を担う若者を大事に育てましょう！
5	① 教育振興計画が策定されているのになぜ、わざわざ同時期に条例をつくるのでしょうか。大阪狭山市で条例として作る必要はないと思います。まさに「屋上屋を重ねる」ことだと考えます。 —最初読んだ時は、短いし、一見当たり前のことが書かれていると思いましたが内容は「地方教育行政法」に書かれているものばかりです。 教育振興計画の基、しっかり取り組むことが第一だと考えます。 理由として ② 地方公共団体では、教育振興計画を基本にするべきです。 —教育基本法（平成18年法律第120号）で「地方公共団体は、・・・教育の振興のために施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と書かれている。 ③ 「地方教育行政法」では「教育長は、・・・、教育委員会を代表するとともに、・・・教育行政の第一義的な責任者であるので、条例案の第1条（目的）はふさわしくない。 —「地方教育行政法」では「教育長は、・・・、教育委員会を代表するとともに、具体的な事務を執行する、教育行政の第一義的な責任者であること」「教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有する・・・」と書かれています。 大阪狭山の教育を充実させるために、市民をはじめ市長・関係者は「総がかりで教育の振興に資すること」は当然のことだと考えます。 ④ 第3条（市長の責務）と第4条（教育委員会の責務）は順番が違う。理由は教育に関する施策は教育長が第一義的な責任者であることから。市長には市の施策全般に責任があること、総合教育会議を一層充実させる取り組みをするべきなのは当然である。この条例でわざわざ取り上げる必要があるのか。市長の権限を教育長より強くする意図があるのだろうかとこの第3条を見ると考えてしまうような誤解を与える可能性がある。 ⑤ 第5条（保護者の役割）、第6条（市民の役割）、第7条（学校園の役割）の削除。 理由は、保護者の役割、市民の役割、学校園の役割はどのような場面でもそれぞれ固有の役割があるのは当然であるが、これを条例としてわざわざ取りあげる必要はない。 教育の振興のために、それぞれの役割を市民に理解してもらいたい、積極的にかかわってもらうためには、必要、かつ十分な広報など、市として取組むことで可能である。また条例制定に頼らなくてもできなければならない。 ⑥ 第8条（教育振興基本計画の策定）第9条（教育基本計画の推進）削除 理由は⑤と同じで、条例制定に頼らなくてもできなければならない。 ⑦ 第10条（意見情報の共有）削除 理由は⑤と同じで、条例制定に頼らなくてもできなければならない。 ⑧ 特に第11条の「必要な事項は、別に定める。」は削除すること。 —第11条の「必要な事項は、別に定める。」とあるが、必要な事項の例として、どのようなこと考えられるのか。この条項の内容が明らかにならないうちにパブリックコメントを求められても意見の出しようがない。 このような教育に関する大事な条例を作る際には、市民の意見を十分に聞いたうえで、慎重に進めて欲しい。繰り返しになるが、この条例策定の意義がない。

No.	いただいたご意見
6	<p>①この条例は本当に必要なのでしょうか？</p> <p>市長、教育委員会、学校現場、保護者、みんな総がかりで狹山の教育をよくしようという考えは理解できます。</p> <p>しかし、それは今までそうだったのでないでしょうか。いろいろな場でそのような文章は見ましたし、説明されてきたように思います。新しく条例を制定する意図がまだよくわかりません。</p> <p>②政治が教育に不当に介入することにならないか？</p> <p>第1条、第3条を読んでいると、市長が教育の内容に介入することを正当化する文章に感じてしまいます。</p> <p>現市長は、「そんなことにはならない。」と答弁されておられるそうですが、条文が今後ずっと残ることを考えると、人によって「総合教育会議を一層充実させるものとする。」という文を市長が教育のため、自分の思いを総合教育会議、教育委員会を通して、学校現場、子ども、保護者に強制することが起こり得るのではないかでしょうか。</p> <p>市長の権限が前に出すぎている条例に感じています。</p> <p>③保護者の役割、市民の役割、学校園の役割について</p> <p>様々な考え方、さまざまな家庭の事情の保護者、市民がおられると思います。この条例の文章では、第5条、第6条で市長や教育委員会が求める姿を強要する感じを受けます。</p> <p>また、日々それぞれ目の前の子どもを見て、一人ひとりの子どもの実態に応じて教育をすすめている学校園です。</p> <p>学校園は、第7条にあるように、子どもたちが一人ひとりの成長に合わせて、主体的に学びながら、将来社会で自立して生きる力を育めるよう取り組んでいます。そこに「市が定める施策、取組及び目標を学校園内で共有するよう努めなければならない。」という文が強調されていて、ここでも、学校園に市長や教育委員会が求める姿を強要する感じを受けます。</p>
7	<p>まず、「未来に輝く教育のまち条例（案）」は必要がないと考えます。</p> <p>今回初めて（仮称 未来に輝く教育のまち条例）が提案されました。その理由が理解できません。2015年に「第1期教育振興基本計画」2020年に「第2期教育振興計画」が策定され、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ取り組んでこられました。</p> <p>それを基に第3期計画を推進するべく素案を提案されています。この間、何か問題があったのでしょうか。なぜ、いま条例が必要なのか？</p> <p>未来に輝く教育のまち条例（案）の内容は、地方教育行政法の（教育委員会及び公共団体の長（市長）の職務権限（第23条～29条）に制定されています。また、学校、保護者、市民については、「教育振興計画」にその役割、連携が表記され、それぞれの力を結集して取り組んでいくことが提起されています。</p> <p>以上の理由で「未来に輝く教育のまち条例（案）」は必要ないと考えますが、「未来に輝く教育のまち条例（案）」の内容について、問題点を述べます。</p> <p>① 第1条 L3「果たすべき市長、教育委員会、・・・の役割」を、教育に関することなので「果たすべき教育委員会、市長・・・役割」に順を入れ替える。同様に、第9条、第10条1項、2項も入れ替える。</p> <p>② この条例は教育に関することなので、地方教育行政法の取り扱いに準じれば、第3条（市長の責務）と第4条（教育委員会の責務）を入れ替え、教育委員会を前にする。</p> <p>③ 第3条 削除 地方教育行政法 第1条の4に規定する総合教育会議を一層充実させる…に懸念がある。従来年1回程度の会議を増やすことを想定したことだろうが、教育基本法に「教育は、不当な支配に服することなく…」とある。市長からの上意下達の会議にならないか危惧をする。</p> <p>④ 第5条（保護者の役割）第6条（市民の役割）第7条（学校園の役割）削除。</p> <p>「教育振興計画」に具体的に提起され、取り組みの中で検証されより良いものに構築していく内容である。条例で規定し、明記するものではない。</p> <p>⑤ 第11条 削除 「必要な事項は、別に定める。」とあるが、内容が明記されないので意見の述べようがなく、必要な事項があれば提起すべきだと思います。</p>
8	<p>1条 教育振興基本計画 学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」を育むこの基本計画を細部まで読ませていただきました。担当職員の皆様のご苦労には頭が下がります。</p> <p>あれほど細かく書かれた基本計画に加えて、「総がかりで教育の振興に資することを目的とする。」という、条例をわざわざ制定することの意義がどの条文を見ても感じられません。この条例がなければ困るという理由をつけて提案してほしいと思います。第11条ではこの条例に関し、必要な事項は別に定める、とありますから一層分かりにくくなります。</p> <p>2条 ここに書かれる用語の規定も不要と思います。</p> <p>3条 市長の責務 の項について</p> <p>「市長と教育委員会の十分な意思疎通が図られるように総合教育会議を一層充実しなければならない。」</p> <p>この「総合教育会議を一層充実」現在ある総合・・を一層充実させるという。こんなことをわざわざ条例で定めなければならない理由がわからない。</p> <p>現在あるものがどう不十分なの？市長さんは何かお困りですか？と尋ねたくなる。</p> <p>あえて、市長の責務というならば 「このような意図のわからない条例を出さない、行政のプロとしての豊かさを蓄えること」としたい。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3 の4項には 「・・・地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。」と明記されています。21条には教育委員会の職務権限が定められています。</p> <p>4条 条例化する必用はありません。</p> <p>5条～6条は必要ありません。保護者の役割を条例で定めなければならないということが悲しい限りです。日ごろの市政によって様々な困難を乗り越えて生きる市民の姿を生み出していくこそ市長の責務です。</p> <p>7条について この条文に至っては行政の不見識を疑われても仕方ないと思います。学校の課題は教育委員会と保護者と学校長と教職員</p>

No.	いただいたご意見
	<p>が、それこそ総がかりで、その校区の実態や子どものつぶやきや意見をもとに、創造的な教育実践を積み上げていくものです。</p> <p>それを「市が定める施策、取組み及び目標を学校園内で共有するよう努めなければならない。」などという条文を含む条例とは・・・悲しい、情けない、市民として恥ずかしくなる条例になってしまいます。</p> <p>8条 わざわざ条例化しなければ進まないのですか。2期目までの基本計画について、教育委員会はこのことをやっていなかったということですか。</p> <p>9条 これも現在の日本では当然のことです。条例にしなければならない悲しい街ではないと思います。</p> <p>10条 教育委員会は・・・とすべき。市長は教育委員会を信頼してともに考える存在だと思います。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律全体に流れる教育行政の考え方では、教育について、一義的には教育委員会が先に書かれているように思います。</p> <p>11条については冒頭に書きました。</p> <p>最後に繰りかえしますが この条例は不要だと思います。</p> <p>必用だという理由を示してもう一度 市民の意見を聞いてください。</p> <p>令和7年4月1日施行などと急ぐ内容ではないと思います。</p>
9	<p>教育の専門家ではない市長が1番出てくるのは、おかしいのではないかと思うか？（特に第1条）</p> <p>市長に何か特別な力を持たせようとしているのではないかと疑ってしまいます。</p> <p>わざわざこのような条例を作る必要は無いと思います。</p>
10	<p>条例文において、首長の関わりが多くみられ教育の独立性が担保されないので反対である。教育委員会が主導で行えば良い事で、首長が入ることによって独善的になる畏れは否めない。</p>
11	<p>今回提案された市の条例（案）は、令和2年3月31日改正の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」に基づくものと考えられる。本法第1条の4には、総合教育会議の設置が新たに加えられている。戦後の教育委員会制度の歴史的発展の経緯からは明確でなかった教育委員会と地方自治体の長（市長）との関係が明確に示されている。</p> <p>総合教育会議の設置は、教育委員会と市長の連携を深めるためのものであり、教育委員会の設置については本法第1条に規定の通りである。決して、市長が教育委員会行政を所管に置くのではなく、教育委員会の独立性は本法に示された通り、一貫して変わらない。</p> <p>また、教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）は、生涯教育を含めた教育一般の当事者が、それぞれの役割と責任を自覚し相互連携・協力を定めたものであり、国が当事者の役割や責任を云々する趣旨のものではないと考えられる。</p> <p>本来、教育基本法第16条（教育行政）には「教育は、不当な支配に服することなく（略）行われるべきものであり、（略）教育行政は、（略）公正かつ適正に行われなければならない」とある。これは戦前、戦中の過ちに基づいて加えられた教育行政の根本精神である。この教育の不偏不党の精神から考えると、この条例（案）には大きな欠陥がある。その問題点は以下の条文に示されている。そこで、この市の条例（案）にたいして一部条文の削除と書き換えが必要だと考える。</p> <p>（1） 第1条 前半部分を「この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民や各学校園の教職員の意見を斟酌し」とし、「や各学校園の教職員」追加し書き換える。後半部分「未来に輝く教育のまちづくりにおいて果たすべき市長、教育委員会、保護者、市民及び学校園の役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することを目的とする」は削除し、書き換える。（本提案第1条）</p> <p>（2） 第2条（定義）は削除する。「用語の意義」は不要だと考える。</p> <p>（3） 第5条（保護者の役割）、第6条（市民の役割）、第7条（学校園の役割）は削除する。</p> <p>（4） 第9条（教育振興基本計画の推進）、この条文の「市長、保護者、市民及び学校と一体となって、推進するものとする」の部分は削除し、教育振興基本計画の推進のために配慮しなければならない観点を明確にして書き換える。（本提案第5条）</p> <p>「地教行法」第1条の2（基本理念）には「地方公共団体の教育行政は、教育基本法の主旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、（略）公正かつ適正に行われなければならない」とある。本条文から考えると、保護者や市民、学校教育現場に対し、市長と市長が任命する教育委員が構成する総合教育会議で決めた価値観を「保護者の役割」、「市民の役割」、「学校園の役割」として強制することは、たとえどんな内容であれ、価値の押し付けになり、憲法、教育基本法、地教行法の精神に反すると考える。このような仕組みを条例（案）に含ませることは禁じ手である。</p> <p>よって総合教育会議ではむしろ次のことを議論しなければならない。特に学校園の教職員は、日常的に「教育水準の維持向上」に努めており、学校施設、教材等教育の条件整備の実態や、子どもや保護者、地域の実態を詳しく把握している。これらの学校現場の実態について傾聴することなしに、公正かつ適正な教育行政は不可能である。本条例（案）に盛られた「役割」を「子ども」「保護者」「市民」「学校園」に押し付けることは決してあってはならない。「役割」とは、本来自らの自覚を伴って生まれるものであり、市長や教育委員会が市民に押し付けるものではない。市長や教育委員がその限られた任期中に、よかれと考えて盛り込んだ内容が、その内容の如何にかかわらず「不当な支配」に該当する。このことはなかなか分かりにくいことだが、法体系の歴史的経緯から考えると、成熟した日本の民主主義の到達点であり、国民の一致点である。</p> <p>今後設置されるであろう総合教育会議において学校園の児童・生徒等の実態が市長も含めて、真摯に議論され、大阪狭山市の教育振興が血の通ったものになることを念願する。</p> <p>（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民や各学校園の教職員の意見を斟酌し、本市の児童・生徒等が自分らしく、いきいき学び成長できる教育環境を整備することを目的とする。</p> <p>（市長の責務）</p> <p>第2条 市長は、教育委員会と十分な意思疎通が図られるよう、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する総合教育会議を充実させるもの</p>

No.	いただいたご意見
	<p>とする。</p> <p>2 市長は、法第22条に規定する職務権限に基づき、教育施策を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならない。        (教育委員会の責務)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第21条に規定する職務権限に基づき、未来に輝く教育のまちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障に取り組まなければならない。        (教育振興基本計画の策定)</p> <p>第4条 教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 市における教育の基本的な目標</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 教育委員会は、教育振興基本計画を定めるにあたっては、その基本的な事項について、子ども及び市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 教育委員会は、各次の教育振興基本計画の終了時には、その成果と引き継ぐべき課題を教育の実態に即して総合的客観的に分析し次計画を作成しなければならない。</p> <p>5 教育委員会は、教育振興基本計画を定めたときは、これを市議会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>6 前各項（第2項を除く。）の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。        (教育振興基本計画の推進)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を推進するにあたり、基本理念、めざす子ども像のもとに、具体的な施策同士の関連性を常に点検し、教育の充実に努めなければならない。        (説明責任・情報提供)</p> <p>第6条 市長及び教育委員会は、市における教育の振興のための施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。        (意見情報の共有)</p> <p>第7条 市長及び教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を聴取するとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。        (委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則        この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p>
12	<p>(仮称) 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）についての基本的な意見</p> <p>① まず、(仮称) 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例の名称を変えることが必要と考える。</p> <p>教育基本法        教育基本法は、我が国の教育や教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を明らかにすることを目的として制定されたものです。と概要説明がされている。</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。        「教育は、人格の完成を目指し」としていることは、あくまでも子どもが成長できるということを中心に据えられる名称にすべきと大事と考える。        例えば、「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例」の名称に「子どもをはぐくみ」を挿入し、「大阪狭山市未来に輝く子どもを育む教育の町条例」にすることを提案をする。</p> <p>② (市長の責務) について</p> <p>第3条 市長は、教育委員会と十分な意思疎通が図られるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する総合教育会議を一層充実させるものとする。</p> <p>2 市長は、法第22条に規定する職務権限に基づき、教育施策を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならない。としているが、        教育基本法（教育行政）では、</p> <p>第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p> <p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。と規定している。        教育は、不当な支配に服すことなくとの視点から、市長の権限が強められる印象は取り除くことが必要である。</p> <p>教育基本法 16条の2・3・4・の特に4の視点を、市条例にも示すことが必要と考える。（文案は検討が必要）</p> <p>③ (教育委員会の責務) について</p> <p>第4条 教育委員会は、法第21条に規定する職務権限に基づき、未来に輝く教育のまちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障に取り組まなければならない。</p>

No.	いただいたご意見
	<p>「未来に輝く子どもを育む教育の町」、と修正すること。(表題と同じ指摘)。</p> <p>④ 市条例の（保護者の役割）に関して 教育基本法の（家庭教育）</p> <p>第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>市条例案第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう努めるものとする。と規定している。</p> <p>教育基本法と市条例を比較した場合、市条例の「生きる力を育むことができるよう努めるものとする」。との内容は、本来社会全体（国・自治体・家庭）で育んでいくものであって、そのことを家庭教育のみに求めるかのような印象を与えるものである。</p> <p>従って、保護者の役割と記するのであれば、教育基本法第10条1を記すべきと考える。</p> <p>同時に、教育基本法10条2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。との内容を、市長の責務及び教育委員会の責務に明記すべきと考える。</p> <p>今日の社会情勢のものとて、一人親家庭も多く大変厳しい暮らしの中で頑張って子育てをしている状況などを考えると、この点は特に重要と考える。</p> <p>⑤ 市条例（市民の役割）に関して</p> <p>第6条 市民は、教育への关心と理解を深める様々な取組に参画するとともに、学校園、家庭等と相互に連携及び協力するよう努めるものとする。としているが、あくまでも市民は自発的な参画であるべきである。従って、「様々な取組に参画する」と「協力するよう努める」と条例で示すことは、市民へ強要することになるものである。</p> <p>【解説】によると、地域と連携した行事（ゲストティチャー、学習田、登下校の見守り、美化清掃、危険個所の改善など）など、まちぐるみで子どもたちを育てる場にたくさんの方々が参画しています。とし、今後も（中略）、連携及び協力するように努める。と強要する内容となっている。</p> <p>従って、市民の役割は削除することがぞましい。</p> <p>⑥ （学校園の役割）に関して</p> <p>第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるために基礎を培うことができるよう（、市が定める施策、取組及び目標を学校園内で共有するよう努めなければならない。</p> <p>2 学校園は、学校園間で、保育及び教育の連続性を意識した連携を行い、その達成のために必要な取組を行うよう努めなければならない。）太字部分を削除し、「努めるものとする。」にする。</p> <p>⑦ （教育振興基本計画の推進）に関して</p> <p>第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を、市長、保護者、市民及び学校園と「一体となって」、推進するものとする。</p> <p>「一体となって」を「協力し合って」に修正する。</p> <p>解説では、教育委員会は、市長、保護者、市民、学校園一体となって、市民総がかりで取り組んでまいります、としており、強制的な意味合いとなっていることからの修正。</p> <p>⑧ （委任）に関して</p> <p>第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>全体を通じて、市長の権限や、家庭で教育、市民の責務など、強権的、強制的な要素が感じられることから、施行に関して必要な事項は「別に定める。」ことに違和感を感じる。</p> <p>どのような内容なのか、条例案と合わせて示していただきたい</p>
13	<p>(目的) 第1条について なぜこの条例(案)が今、提案されたのかが全く分かりません。同時期に「第3期大阪狭山市教育振興基本計画(素案)」が出されているので、パブコメによる市民の声も取り入れて頂いて策定し、進めていけばよいのではないかでしょうか。教育基本法では不当な支配を禁じ、第3章16条③④に書かれているように、地方公共団体は、実情に応じた施策を策定し実施、財政上の措置を講じるとされています。住民に義務を課し、権利を制限する「条例」、違反には罰則があるような「条例」は、教育問題に関してはなじまないと考えます。</p> <p>(市長の責務) 第3条について 戦争中の軍国主義教育の反省からも、教育の政治的中立は確保されており、「地方教育行政法」では、教育長が教育行政の第一義的な責任者であると書かれています。既存の法律にすでに書かれた市長の責務を殊更強調するのは、教育への介入が危ぶれます。教育長・教育委員会とよく相談し、議会での協議をふまえて、計画に則って進めて行ってもらいたいです。</p> <p>(第5条) 保護者の役割 (第6条) 市民の役割 (第7条) 学校園の役割について 時代と共に、様々な家庭形態や解決困難な社会問題が増え、保護者・学校園・地域の、話し合いを基にした密な連携が切に求められています。そうした中で、先に述べたような義務を課し権利を制限する「条例」を定める事に効果が期待されるとは思えません。かえって、保護者・市民・学校園が「条例」にしばられる可能性が生じるのではないかと心配になります。</p> <p>(委任) 第11条について 「別に定める必要な事項」とは何でしょうか。内容が明らかにされないままパブコメを求めるのはおかしくないですか？教育に関する重大な事を、その全容も明らかにせず、市民の声も充分に聴かれないまま簡単に「条例」として決める事には反対です。</p>
14	<p>今回の条例案に対して、教育振興計画が策定されているのに改めて、この条例案がどうして必要なのでしょうか？</p> <p>全体の内容から総合教育会議の設置が新しく加えられたことが気になります。</p> <p>私は、以前市立幼稚園と市立こども園の一体化問題、第三小学校の小規模特認校、狭山中学校の建替えについて話し合われた総合教育会議を傍聴したとき、市長が会をリードしてすすめられた会議の最後に「今後、市長の権限は、教育分野にも及ぶ」と感じられるような</p>

No.	いただいたご意見
	<p>発言があり、不安を覚えました。その事が今回の条例となるのかと心配です。市長が市政全般に責任を負うことは当然であるが、地方教育行政法の中身は、歴史的な戦争の反省から教育行政は、不当な支配に服することなく行なわれるべきものとして、これまでずっと周知されてきました。</p> <p>市長の権限でなく、教育委員会制度を尊重し、教育長をリーダーとして、教育委員会が大阪狭山の教育基本法に基づく計画を、子どもの権利条約の視点を大切にして、一人ひとりの子どもたちが自分らしく明るく学べること、成長することに力を注ぐべきと考えます。その為には、何より子どもたちと関わる現場の教師の指導性、子どもを見る眼が大切です。その研修の権利を保障し、教育の質を高める制度であってほしいです。もちろん、その為の教育環境づくり、市民、社会の理解、協力も必要です。</p> <p>例えば、今問題になっている万博遠足参加についても市長や教育委員会が推しすすめるのではなく、何より子どもの実態、子どもを理解している学校現場の教師や保護者の意見を尊重することを望みます。</p> <p>今回のパブリックコメントの意見が生かされることを願っています。</p>
15	<p>大阪狭山市版の教育基本条例とされるのがこの条例案だそうである。今から14年前に、大阪府議会において教育基本条例が提案された時には、「教育行政に民意が反映されない」として教育委員会の独立性を攻撃しつつ、政治主導の教育改革を進めるためにこの教育基本条例と職員基本条例をセットにして出されてきた。教育の統制・支配、職員の抑圧・管理を目的とする露骨なものであった。</p> <p>さて、今回提案されている条例案については、そのような露骨な表現は控えられているように思われるが、何故このような条例を制定する必要があるのか、その立法事実が読み取れないものになっている。立法事実が不明なまま、子どもの権利条約の定める子どもの意見表明と参加の権利、最善の利益の原則、さらに教育への権利や教育の目的とは、ほとんど乖離した内容になっている。これでは、結局のところ、市長の行政権からの分離独立原則に立つ教育委員会制度の益々の形骸化、空洞化を促進するものになるのではないかとの懸念が抱かれる。何をするのか目的も理念も不明で、施策の重点内容も定めないまま徒に一方的に規定するだけで、条例検証の仕組み」も定めないような条例は、作るべきでないと思える。</p> <p>基本的には、民主的な地方自治の条例には、①立法事実としての目的や理念、その基本的枠組みとなる法理念等、②それを具体化するための要となる重点施策、その施策等が実現しようとする子どもを含む市民等の権利や福祉課題、③それら条例運営や実施状況を検証するための仕組み、少なくともこれら3つが必要不可欠と考える。再検討する必要がある。</p> <p>今回提案されているものは、一般的は理念条例であり、具体的な教育施策は、教育振興計画等の運用によってなされるものと思われる。この条例の再検討と同時に、その運用の具体化を注視していかねばならない。</p>
16	<p>第5条の（保護者の役割）、第6条（市民の役割）、第7条（学校園の役割）を削除してください。</p> <p>理由は、教育は不当な支配に服すことなく行われるべきものであり、不偏不党の精神に基づかなければならぬ。</p> <p>とすれば、保護者や市民、学校教育現場に対し、市長と市長が任命する教育委員が構成する総合教育会議が決めた価値観をそれぞれの役割として強制することは内容の良しあしに係わらず条例でそもそも行ってはならないことと考えるからです。</p>
17	<p>第4条の教育委員会の責務について→未来に輝く教育のまちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障→との記載があり、解説に→公民館等の事業や社会教育、スポーツ、文化財保護の関すること、→とあるが、この文面では、社会教育施設（公民館、スポーツ施設）などを教育の基盤整備の観点から、ハード面を整えることのみと読み取れる。第4期教育振興基本計画において、地域コミュニティの基盤を支える社会教育として、その役割に重きを置かれているようになってきている今、市として、これから未来に向けた教育においては、ソフト面、例えば社会教育の振興、社会教育をいかしたコミュニティづくりなど、言葉として表しておく方が良いのではと思う。</p> <p>指定管理者制度を導入したことによる影響もあるかもしれないが、ここ数年の教育委員会の年間の目標でも、社会教育については、担当課が行っている事業以外について、ハード面の整備しか上がっていなかったように思う。</p> <p>条例をもとに施策が行われていくのであれば、公共施設の再配置計画が進んでいる今こそ、教育を担っている計画の中で、ソフト面について取り上げていかなければ、どこも、取り組むことができなくなってしまうように思います。</p> <p>定義第2条（I）こども／（教育委員会の責務）第4条／（保護者の役割）第5条／（市民の役割）第6条（解説文含む）  →どの文面にも出てくる“子ども”という言葉、子どもにとって、子どもを中心に、子ども一人ひとりの成長に合わせなど、この条例の対象ともとれる“子ども”について、はじめに、定義付けしておく必要はないでしょうか。こども家庭庁ができ、“こどもまんなか“がという言葉が出てきていますが、これは、単に、家庭、地域、学校などで子どもを守りましょうということだけではなく、“子どもの人権“にのった考えだと思います。</p> <p>守るべき存在であると同時に、ひとりの人間として接すべき存在であること。公のページにはもっと適切な言葉があったように思いますが、定義として含んでおく必要はないでしょうか。</p>
18	<p>大阪狭山市には教育振興計画が策定されているときいています。今回の条例策定はそれでは不十分だということでしょうか。今学校は教師が不足し、又非正規の方も多く、先生たちに過重な負担がかかっています。学校も老朽化が激しく、補修するところが多いのではないかでしょうか。輝く教育のまちにというなら、先生を増やし、教育環境を整えてほしいと願います。</p> <p>一市民として第6条の市民は・・・の意味がわかりません。勿論、大阪狭山市の未来を担う子ども達の健やかな成長を願っていますが、条例で制定るべきものなんでしょうか。</p> <p>この条例の趣旨がよく分からないのでコメントを書かせていただきました。</p>